

平成23年度における環境物品等の調達実績の概要

平成24年8月30日

京 都 大 学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成23年度の調達方針の策定等

平成23年度においては、同年4月1日に環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下、調達方針という)の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表1「平成23年調達実績集計表(物品・役務)」、別表2「平成23年調達実績集計表(合法性確認)」及び別表3「平成23年調達実績集計表(公共工事)」のとおりである。

【目標達成状況】

(1) 物品・役務

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、目標調達率をすべて100%としていたところであるが、別表1のとおり、判断の基準を満足する物品を目標設定のとおり調達することができなかったが1品目あったが、目標達成率の平均は、約100%であった。

なお、実際に調達を行った173品目中、172品目について目標である100%を達成し、1品目が未達成(99%)であった。

(2) 公共工事

公共工事の構成要素である資材・建設機械等の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材・建設機械等の積極的使用に努めた。

3. 調達目標を達成できなかった理由等

物品役務関係で一部調達目標を達成できなかった主たる要因は、機能・性能面等から、特定調達品目の判断の基準を満足する規格品がなかったこと等である。

4. 当該年度調達実績に関する評価

平成23年度の調達については、概ね当初の年度調達目標を達成できたと認められる。平成24年度以降の調達においても引き続き、グリーン購入法の趣旨を各調達機関に周知し、環境物品等の調達の推進を図ることとする。